

長野県須坂市地域 基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 17 日現在における長野県須坂市の行政区域とする。

面積は 1 万 4,967ha である。

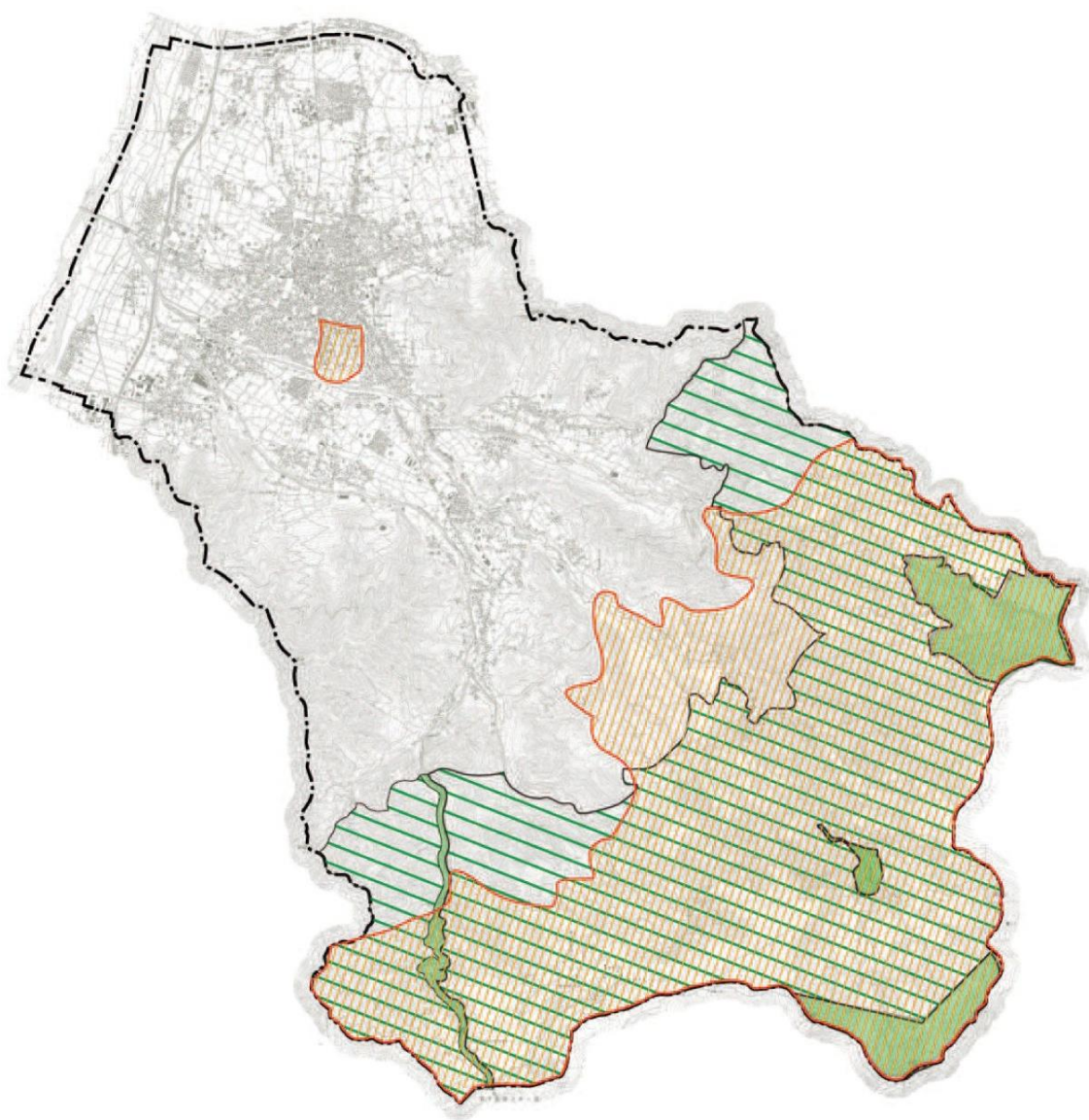
本区域は、自然公園法に規定する上信越高原国立公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国定公園及び県立自然公園、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域及びシギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境・生育域等）は、本区域には存在しない。



位置図

(図面) 鳥獣保護区国立公園

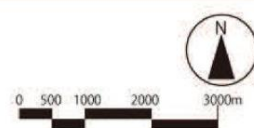


資料：平成27年長野県上信越高原国立公園区域及び保護規制計画図、平成28年度長野県鳥獣保護区等位置図

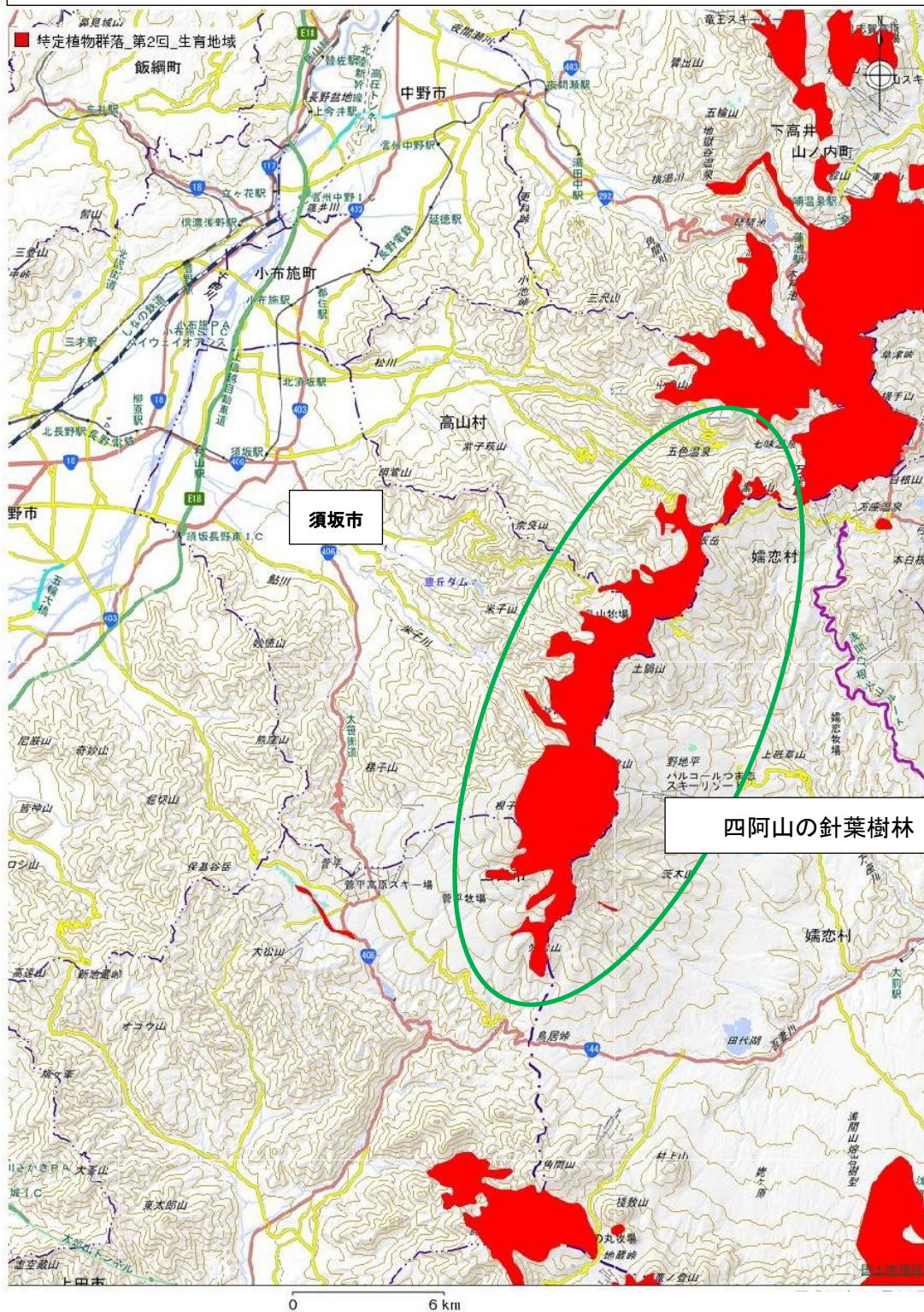
-  上信越高原国立公園 普通地域
-  上信越高原国立公園 特別地域
-  鳥 獣 保 護 区

 市境界

国立公園、鳥獣保護区図



環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

須坂市は、長野県の北部、長野盆地（善光寺平）の東部に位置し、南は上田市、西は千曲川を挟んで長野市、北は小布施町、高山村、東は群馬県嬬恋村と接しており、東西 16.4 km、南北 16.7 km、面積は 149.67 km²を有している。

明治から昭和初期にかけては製糸の町として栄え、近年は金属・機械・電子などの製造業が多く、840 億円を超える製造品出荷額等があり、全体の約 70%、従業者数も 50%を超えている。

気候は、気温の寒暖差が大きく降水量の少ない典型的な内陸性気候であり、水はけの良い扇状地形を生かした全国有数の、ぶどう、りんご、ももをはじめとした果樹の産地となっており、特に最近では、「シャインマスカット」「ナガノパープル」やワインぶどうの生産が増え、農業生産額の 80%以上を果樹が占めており、果樹のジュース工場やワイナリーの建設など、果樹を生かした産業も増えている。

観光資源では、豊かな自然に恵まれた上信越高原国立公園内に、「峰の原高原」、「米子大瀑布」、「五味池破風高原」、また、明治から昭和初期にかけて製糸業で栄えた頃に建てられた「蔵の町並み」や、市民をはじめ、観光客が多く訪れる「臥竜公園」などの観光資源があり、市街地へ年間約 65 万人、山間地へ約 20 万人の利用客数がある。

交通インフラでは、市内の長野市寄りに上信越自動車道須坂長野東インターチェンジが平成 5 年に供用開始となり、高速道路を利用すれば、首都圏から約 2 時間 30 分、中京圏からは約 3 時間 15 分で移動が可能である。産業・医療・食品・生活関連など、あらゆる分野に関連した物流の拠点であり、災害時緊急輸送道路として、市外県外とのアクセスポイントとなる重要な既存ストックである。

また、北陸新幹線で、東京駅から約 2 時間で移動できる立地にあり、交通条件に比較的恵まれた環境にある。国道 403 号、406 号及び主要地方道長野須坂インター線など広域幹線道路が整備された交通の要衝であり、近隣市町村への観光や産業に重要な役割を果たしている。

産業構造を産業別構成比から見ると、一次産業 11.7%、二次産業 28.8%、三次産業が 57.8%であり、10 年前(平成 17 年)と比較すると、一次産業は概ね横ばい、二次産業が減少し、三次産業は増加している。三次産業のうち、「卸売業・小売業」の割合が大きく、平成 26 年の商業統計調査によると年間商品販売額は約 840 億円であり、前回調査と比較して 12.1%増加している。

人口は、2000 年（平成 12 年）の 54,207 人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年（令和 22 年）には 38,508 人まで減少すると予測されている。人口減少に伴う地域経済の縮小に対応するため、平成 27 年度に「須坂市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。この戦略では、須坂市が将来に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられ、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても持続可能なまちづくりの推進を目指している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、平成 24 年経済センサスー活動調査によると、雇用者数の約 30%、売上高の約 40%、付加価値額の約 40%が製造業、雇用者数の約 20%、売上高の約 30%、付加価値額の約 20%が卸売業・小売業となっており、製造業ならびに卸売業・小売業を中心とした経済構造をなしている。

前述の通り、本区域は、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジを有することから交通・物流の結節点であり、隣接する長野市にある北陸新幹線長野駅との連携を図ることのできる好立地（長野駅から須坂長野東インターチェンジまで約 8 km）としての地域特性を最大限に生かし、観光施設、農業関連施設、産直特産品を販売する商業施設、物流関連施設などの成長性の高い事業の拡大を後押しするとともに生産性向上を進め、活力のあるまちづくりと雇用の創出を行う。また、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、蔵の町並み、臥竜公園等の観光資源と農業、商工業が連携することで滞在型周遊観光を推進する。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	730 百万円	

(算定根拠)

本区域の全産業付加価値額（728 億円）の 1 %（内閣府の「経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である 0.8%を上回る成長率として設定）にあたる 7.3 億円の増額を目標値とする。

これは、平成 24 年経済センサスー活動調査による本県の 1 事業所あたりの付加価値額（3,685 万円）が全国平均（5,324 万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

この目標は本区域内の製造業の付加価値額（259 億円）の約 3 %にあたるなど、地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

なお、事業者からの地域経済牽引事業計画の申請に際しては、近隣市町村等における十分な理解が得られていることを前提とする。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,685 万円（長野県の

1 事業所あたり平均付加価値額（平成 24 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6 %増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6 %増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10%増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域については遊休地は存在しない。

【重点促進区域：地図上の位置】

○須坂市大字福島（ふくじま）字東畑（ひがしばた）、大字福島字内田（うちだ）

○須坂市大字井上（いのうえ）字腰巻（こしまき）、大字井上字松宮（まつみや）、大字井上字前田（まえだ）、大字井上字長沢（ながさわ）、大字井上字砂田（すなだ）、大字井上字双六（すごろく）、大字井上字中町（なかまち）、大字井上字野庄（のしょう）、大字井上字北町裏（きたまちら）、大字井上字北町（きたまち）、大字井上字南町（みなみまち）、大字井上字上町（かんまち）、大字井上字蛇沢（へびざわ）

○須坂市大字幸高（こうたか）字屋敷添（やしきぞえ）、大字幸高字七三河原（しちさんがわら）、大字幸高字苅屋（かりや）、大字幸高字荒市場（あらいちば）、大字幸高字早道場（はやみちば）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 190ha である。

本区域は、地域の特性として上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ、国道 403 号及び主要地方道長野須坂インター線など交通の要衝に隣接する地域である。この交通利便性に優れた本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は上信越自動車道北側に約 64ha の農用地区域及び約 144ha の市街化調整区域（農用地区域を含む）が存在するため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、自然公園法に規定する上信越高原国立公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区など環境保全上重要な地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選

定した特定植物群落は、本区域内には存在しない。

（関連計画における記載等）

・第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）における記載：

本区域においては、「須坂長野東インターチェンジ周辺地区の開発が可能となるように取組む」と記載されており、都市基盤整備の中で土地の有効利用を推進する方針が示されている。

・須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：

本地区においては、「既存の産業団地の周辺に新たな産業団地の造成等を進める」と記載されており、企業誘致、既存産業の高度化・高付加価値化の推進による雇用の拡大と誘客促進の方針が示されている。

・第三次国土利用計画（須坂市計画）における記載：

本区域においては、「南部地域（井上・高甫地区）」に位置付けられ、玄関口という立地条件を最大限に生かし、インター須坂流通産業団地に連続した開発を含め産業用地の確保など計画的な土地利用を推進する方針が示されている。

・須坂市都市計画マスタープランにおける記載：

本区域においては、「インター須坂流通産業団地周辺は、工業系用途地域として整備促進を行う」と記載しているが、現在、都市計画マスタープランの改定作業を進めており、インターチェンジ周辺地区に産業・流通・商業を含む観光施設等を位置付けることとしている。

・須坂市農業振興地域整備計画における記載：

本区域においては、「井上地区」に位置付けられ、農業従事者の安定的な就業を促進するため、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ周辺土地利用計画による流通業務団地等において、優良企業の誘致を進め農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着化を図るものとされている。

現在、都市計画マスタープランと同様の位置付けを前提とした改定作業を進めている。

(地図)

長野市



凡例

重点促進区域

（２）重点促進区域を設定した理由

本区域には、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジがあり、その周辺は須坂市が平成 11 年当時に産業団地の造成を行っており、物流、製造業、商業施設が集積している地域である。

また、須坂長野東インターチェンジは須坂市の玄関口は勿論のこと、須坂市の東から北に隣接する高山村・小布施町、千曲川を挟んで対岸の長野市周辺の観光地への玄関口にもなっており、観光客が多く利用している。

これら、広域の人や物が集まりやすい特色を活用した地域経済牽引事業の用に供されることが想定されるものであることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、多くの人々が集う観光・集客機能や物流機能強化を図ることとし、本区域を重点促進区域として設定する。

なお、須坂市内には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業の実施に当たって、本計画の「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

工場立地特例対象区域の設定は行わない。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①豊かな自然と歴史文化に恵まれた臥竜公園、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、蔵の町並みなどの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

②上信越自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野

（２）選定の理由

①豊かな自然と歴史文化に恵まれた臥竜公園、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、蔵の町並みなどの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

須坂市は、豊かな自然と歴史文化に恵まれた地であり、臥竜公園、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、また蔵の町並みなどの観光資源が豊富に存在する。また、県内の主要幹線や上信越自動車道須坂長野東インターチェンジなどの交通の結節点になっているなど、県内外からのアクセスが非常に良い地域であるため、年間 85 万人の交流人口がある。こういった豊富な観光資源、交通利便性の良さを十分に生かし、滞在型周遊観光に結び付けるため、観光関連施設等（クロスカントリーコース、スキー場、観光農園）が整備され関連団体や企業などが活用をしている。

臥竜公園は、さくら名所 100 選、日本の名松 100 選に選ばれ、市民をはじめ多くの観光客などが年間約 62 万人訪れており、池の周りにはソメイヨシノを中心に 160 本、公園全体で約 600 本の桜が楽しめる桜の名所である。また、龍が臥しているように見える臥竜山の美しい松は竜ヶ池に映え、アヤメ・フ

ジ・ツツジ・アジサイが咲き競い、春の花、夏の風、秋の紅葉、冬の雪景色と、一年を通じて憩える公園である。なお、臥竜公園は、明治神宮や日比谷公園、小諸懐古園などを設計した日本初の林学博士である本多静六（1866～1952）東京帝国大学農科大学（現東京大学農学部）教授の設計により昭和6年に築造された。

一世を風靡したアカカンガルーのハッチがいた公園内の須坂市動物園には、年間約15万人が来園している。カピバラやワオキツネザル、ベンガルトラなど、全部で約50種230点の動物がおり、積極的な体験学習の受け入れなど、動物との距離を縮め、親しまれ愛される動物園づくりが進められている。

年間約18万人が訪れる峰の原高原は、市の東南部にある上信越高原国立公園内に位置し、標高が1,500メートルであることから全国でも有数の高地クロスカントリーコースとして、平成29年箱根駅伝出場20校中11校が利用するとともに、首都圏などから多くの競技者が訪れている。また、同高原スキー場はパウダースノーと変化に富んだ地形を生かしたいいくつかのコースを有し、ファミリーからエキスパートまで全国から多くの観光客が訪れている。

米子大瀑布は、国指定名勝であるとともに、「日本の滝100選」にも選ばれており大自然の驚異の世界を目の当たりにできる滝として、年間約1万人の観光客が訪れる。根子岳（標高2,207m）と四阿山（標高2,354m）をそれぞれの源流に、静寂な谷あいには轟音をたてて流れ落ちる不動滝（落差85m）・権現滝（落差80m）の二つの滝の総称であり、平成28年のNHK大河ドラマにも使用されるなど、深山幽谷の壮大な自然はまさに「秘境」であり、滝の下にある米子不動尊は、「米子のお不動さん」として庶民の信仰を集める日本三大不動尊の一つで、今でも修験者の道場となっている。

五味池破風高原は、レンゲツツジの咲き誇る大群落と北アルプス・北信五岳や善光寺平を眺望できる高原として年間約1万人の観光客が訪れる。群馬県との境にある標高2,000mの破風岳の西側に広がるなだらかな高原で、大池、苦池、西五味池、よし河原池、つつじが池の五池の総称であり、周辺には100万株ともいわれるレンゲツツジが群生し、花の盛りの6月下旬には高原一帯はツツジの花で彩られる県内最大級のレンゲツツジの群生地である。

蔵の町並みは、街道沿道を中心に明治から昭和初期にかけて建てられた豪壮な土蔵造りの建築物が連担する町並みで年間約5万人の観光客が訪れている。江戸時代に須坂藩主堀氏の館町として、また大笹街道と谷街道の交差する場として数々の商取引が行なわれ、その後、明治から昭和にかけて製糸業で隆盛を極めた頃に建築され、現在は蔵を生かした商店、博物館、美術館などがあり、「蔵のまち・須坂」として当時を偲ぶ町並みである。

これらの文化と景観・自然環境は日本を訪れる外国人観光客にも好評であり、近年は、市内にゲストハウスなどのインバウンド拠点が生まれている。年間1,400人を超える外国人宿泊者が訪れており、地域の伝統食作りへ参加する外国人宿泊者も増えている。

須坂駅と長野駅をつなぐ長野電鉄は、観光列車としても運行されており、7、8、9月には「ビアトレイン」10、11、12月には「ワイントレイン」が須坂駅を停車駅として往復している。ワイントレインでは地産地消を合言葉に、須坂市内のワイナリーで製造販売されるワインを中心に地元食材をふんだんに使用した料理など周辺地域のワインを求め、2,000人を超える乗客が集まっている。

須坂市の農業生産額の80%以上を占めるぶどう、りんご、プルーン、もも、ネクタリン、なし、さくらんぼなどの果物は市の主要農産物であり、中心市街地やインターチェンジ周辺など市内に点在する農産物直売所へは果物を求める多くの観光客が訪れている。中でも、長野県内でしか栽培されていない「ナ

ガノパープル」は須坂市内の長野県農業試験場で開発された希少な品種であり、人気テレビ番組でも取り上げられ県外で高い評価を受けている。

一方、市外に目を転じると、隣接する長野市を始めとする長野県北部には志賀高原、菅平高原などの自然や善光寺、戸隠神社など文化資源が多く、スキーやスノーボードなどスポーツ利用も含め、これらを多くの観光客・旅行者が訪れている。

平成 27 年の「統計から見る長野県観光の現況」によると、旅行者の交通手段の約 90%はクルマ利用であり、旅行者の動向を見ると周遊観光が約 25%と最も多く、次いでスポーツや温泉となっている。長野県への観光客の多くは、クルマを利用し複数の観光スポットを周遊していることがわかる。

また、高速道路の利用状況を、長野県北部の上信越自動車道更埴インターチェンジから豊田飯山インターチェンジ間での平成 28 年度のインターチェンジ利用台数で見ると、上記区間の利用台数は約 2,000 万台であり、その内、約 30%の 510 万台が須坂長野東インターチェンジを利用しており、各インターチェンジの流入・流出車数はほぼ同数である。

これらのことから、須坂市をはじめとする長野県北部への観光客の約 30%は須坂長野東インターチェンジを経て各観光地を周遊観光し、帰宅する際も同インターチェンジを利用している。

高速道路が観光分野において重要な役割を果たしている状況の中で、高速道路内やインターチェンジ周辺においては、サービスエリアや大規模な道の駅的な施設は無いことから、高速道路の利用者からは、ゆっくりと休憩ができ土産品などを購入できる施設や、観光の情報を含めた複数の観光ルートを提供できる広域的な交流も含めた新たな集客施設による拠点づくりと滞在型周遊観光が期待されている。

以上より、交通インフラの優位性を背景として、豊富な観光資源を生かした広域交流拠点の整備は、高付加価値の創出が期待できることから、地域経済を牽引する分野として、県及び市は観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を促進する。

②上信越自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野

須坂市は、高速道路や県内主要幹線道路といった交通インフラの結節点である。

当市には、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジや一般国道 403 号、主要地方道長野須坂インター線など主要幹線道路網の集中している。また、北陸新幹線長野駅からのアクセスも良く長野電鉄須坂駅もあることから「交通の要衝」の地である。

須坂長野東インターチェンジは、首都圏から約 210 km（2 時間 30 分）、中京圏まで約 270 km（3 時間 15 分）の距離にある。また、北陸新幹線長野駅から車で約 20 分とアクセスが良い。

なお、長野県には港湾がないが、松本空港、新潟県直江津港、愛知県名古屋港、神奈川県横浜港などからの高速道路交通網が整備されており、物流ネットワーク拠点としての優位性が高い。

須坂長野東インターチェンジの年間利用台数は、平成 18 年度が約 460 万台であったが、平成 28 年度には約 510 万台となっており、50 万台増加している。供用開始以降、須坂市をはじめ長野県北部の物流分野は着実に成長しており、産業・医療・食品・生活関連など、あらゆる分野に関連して物流の拠点となっている。

国土交通省が平成 29 年 2 月に示した「物流政策の主な取組について」によると、国内貨物輸送量の約 90%をトラック輸送が占めていることから、効率的な物流を行うためには港湾・空港等とのモーダルシフトや輸送モード間の接続を強化する必要がある。このことから、既存ストックの活用による生産性

の高い物流ネットワークを構築するため、高速道路インターチェンジ周辺への物流拠点の整備が必要不可欠である。

また、M7.0 クラスの首都圏直下型地震の発生確率は今後 30 年で 70%であり、物流ネットワークの強靱化、とりわけ災害時支援物資拠点の確保は喫緊の課題でもある。

こうした交通インフラの優位性を有効に活用した物流関連産業の立地は、付加価値の向上が期待できることから地域経済を牽引する分野として、県及び市は物流関連産業分野を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、物流関連産業分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例の制定を検討する。

②地方創生関係施策

平成30年度から令和5年度の地方創生推進交付金を適宜活用し、臥竜公園、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、蔵の町並みなどの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野や上信越自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な者が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

②公設試験研究機関等が有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関等が保有している情報であって、資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県長野地域振興局内、須坂市産業振興部内に事業者の抱える課題解決のためのワンストップの相

談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、長野県庁、須坂市役所、支援機関、関係団体と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業ニーズに応じた用地の確保及び用地情報の収集・提供

本区域内には、産業用地が不足している地域がみられる。このため、企業ニーズや地域の特性に応じた新たな産業団地等の整備を推進するとともに、企業立地のための用地情報の収集と提供を実施する。

②インフラの整備

重点促進区域等にアクセスする国県市道の整備を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30 年度	令和元～5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	制度検討	制度創設	運用
②地方創生関係施策	検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 公共データの民間公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 事業提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
①企業ニーズに応じた用地の確保及び用地情報の収集・提供	体制の整備	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、須坂商工会議所、須坂工業クラブ、ながの農業協同組合、須坂市観光協会など、地域に存在する支援機関が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①須坂商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として幅広い活動を行っている。

具体的には、各種商品展示会への出展支援や、中小企業経営者セミナー・ものづくりセミナー等の開催等、直接的に経営者に対する支援を行う独自事業のほか、伴走型小規模事業者支援推進事業により、小規模事業者が経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートするための取り組みを行っている。

②須坂工業クラブ

須坂市内の製造業の主要 14 社が参画し、月毎に定例会を開催し、会員相互の発展とともに須坂市の産業界の発展に寄与するための活動を行っている。経営者同志の交流も行われるなど企業間の結束も強い。

また、行政との懇談会も開催されるなど、市の施策についても産業界の中心となって積極的な理解を示している。

具体的には須坂創成高等学校創造工学科デュアルシステム協力企業会の構成団体として参画し、企業人としての講話、企業見学のほか、2 年生で行う「就業体験」と 3 年生で行う「企業実習」を受入れ、次世代産業人材の育成を積極的に行っている。

③ながの農業協同組合

長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村の 15 市町村を管轄エリアとしている長野県内最大級の農業協同組合（組合員数 34,955 人：平成 28 年 9 月 1 日現在）。ぶどう、りんご、ももなどの果樹をはじめ、きのこ、水稻、野菜など幅広い品目、品種を取扱い、営農指導にも力をいれている。

また、担い手の育成、遊休荒廃農地の解消には、行政とともに尽力するほか、県とともに新品種の振興を行っている。

④須坂市観光協会

須坂市観光協会は、四季を通じ須坂市の観光資源など地域特性を生かした観光への取組や、多様化する観光ニーズへの対応を進めるとともに、観光客等へのもてなし事業の促進や市内観光関連会員施設への誘致を図っている。

協会では、「住みたい須坂・訪れたい須坂」のまちづくりに向け、観光振興の旗手として行政や観光業はもとより、地域のあらゆる産業、地域社会、まちづくり団体、周辺市町村と広く深く連携して観光まちづくりに取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動にお

いては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所及び長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。特に国立公園にかかる事業の実施等に際しては必要に応じて、長野自然環境事務所と十分調整を図る

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害、土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組みについても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置等の交通安全対策を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施設等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

（３）その他

①PDCA体制の整備

毎年１回、長野県及び須坂市の地域経済牽引事業所管課で本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて、本計画の効果の検証と当該事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地および市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地および市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

(農地) ※別表 1 参照

(市街化調整区域) ※別表 2 参照

(地区内における公共施設整備の状況)

本重点促進区域内においては、道路、河川、上下水道、学校、保育園、地域公民館等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、現在のところ、産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

農地として重点促進区域に設定された土地については、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」に記載のとおり他計画が示す方針が示されている。

本計画において、当該区域では「豊かな自然と歴史文化に恵まれた臥竜公園、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原、蔵の町並みなどの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野」並びに「上信越自動車道など交通インフラを活用した物流関連産業分野」を推進する。具体的な事業としては、インターチェンジ周辺という地域の特性を生かした観光集客施設等による拠点づくり、物流関連の事業を予定している。

上記の想定している事業については、須坂市農業振興地域整備計画に示された農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着と調和が図られたものである。

他計画に示す記載に関しては下記のとおりである。

・第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）における記載：

本区域においては、「須坂長野東インターチェンジ周辺地区の開発が可能となるように取組む」と記載されており、都市基盤整備の中で土地の有効利用を推進する方針が示されている。

・須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：

本地区においては、「既存の産業団地の周辺に新たな産業団地の造成等を進める。」と記載されており、企業誘致を推進する方針が示されている。

・第三次国土利用計画（須坂市計画）における記載：

本区域においては、「南部地域（井上・高甫地区）」に位置付けられ、玄関口という立地条件を最大限に生かし、インター須坂流通産業団地に連続した開発を含め産業用地の確保など計画的な土地利用を推進する方針が示されている。

・須坂市都市計画マスタープランにおける記載：

本区域においては、「インター須坂流通団地周辺は、工業系用途地域として整備促進を行う」と記載しているが、現在、都市計画マスタープランの改定作業を進めており、インターチェンジ周辺地区に産業・流通・商業を含む観光施設等を位置付けることとしている。

・須坂市農業振興地域整備計画における記載：

本地域においては、「井上地区」に位置付けられ、農業従事者の安定的な就業を促進するため、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ周辺土地利用計画による流通業務団地等において、優良企業の誘致を進め農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着化を図るものとされている。

現在、都市計画マスタープランと同様の位置付けを前提とした改定作業を進めている。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内の市街化区域内の遊休地、農振白地地域での遊休地など農用地区域以外の地域を優先して設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定すること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定すること。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、設定しないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。

・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域

に含めないこと。

- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）